

別紙3

(道路整備特別措置法第3条第6項関連)
(道路整備特別措置法第3条第2項第4号に定める記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

本申請 1 高速道路の路線名中(1)から(13)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する 1 キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

| 車種 | 区間 普通区間 | 大都市 近郊区間 | 恵那山 特別区間 | 飛騨 特別区間 |
|-------|------------|-------------|-------------|------------|
| 軽自動車等 | 19.68 | 23.616 | 31.488 | 31.488 |
| 普通車 | 24.6 | 29.52 | 39.36 | 39.36 |
| 中型車 | 29.52 | 35.424 | 47.232 | 47.232 |
| 大型車 | 40.59 | 48.708 | 64.944 | 64.944 |
| 特大車 | 67.65 | 81.18 | 108.24 | 108.24 |

B 100 キロメートルを超える区間の利用に対しては、100 キロメートルを超える 200 キロメートルまでの部分について 25 パーセント、200 キロメートルを超える部分について 30 パーセントの割引を行う。

(注 1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添 1-1 の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)。

(注 2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)。

(注 3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添 2 の区間をいう(以下同じ。)。

(注 4) 上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)。

(ロ) 利用 1 回に対して課する固定額部分

利用 1 回に対して課する料金の額は、150 円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添 3 のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道 302 号(伊勢湾岸道路)(以下「伊勢湾岸道路」という。)一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))(以下「首都圏中央連絡自動車道」という。)又は一般国道 475 号(東海環状自動車道)(豊田市から関市まで)(以下「東海環状自動車道」という。)が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

(ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

| インターチェンジ相互間のキロ程 (単位:キロメートル) | インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位:円) |
|--------------------------------|--|
| 100以下の場合 | $L R + L'n R'n + 150$ |
| 100を超える場合 | $(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(L R + L'n R'n) + 150$ |
| 200を超える場合 | $(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(L R + L'n R'n) + 150$ |

(注1)この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1) 惠那山特別区間(n2) 又は飛騨特別区間(n3) のキロ程(単位:キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'n : 大都市近郊区間(n1) 惠那山特別区間(n2) 又は飛騨特別区間(n3) の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

ハ)消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

口)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

二)料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、口)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ)インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、口)からニ)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ)複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、口)及びハ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、口)からホ)に定める方法により算出した額と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

| 道路名 | 区間 | 距離 |
|-------------|----------------------------|-------------|
| 首都圏中央連絡自動車道 | 海老名北インターチェンジから八王子ジャンクションまで | 26.9 キロメートル |
| | 八王子ジャンクションからあきる野インターチェンジまで | 9.6 キロメートル |
| 伊勢湾岸道路 | 東海インターチェンジから飛島インターチェンジまで | 6.1 キロメートル |
| 東海環状自動車道 | 豊田東ジャンクションから土岐ジャンクションまで | 39.8 キロメートル |
| | 土岐ジャンクションから関広見インターチェンジまで | 36.1 キロメートル |

ト) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) C のキロ程に基づきロ) 及びハ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

チ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジを A インターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジを B インターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジを C インターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジを D インターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として A、B、C 各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、D インターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事實を示した場合の料金の額については、再流入後に利用した C インターチェンジと D インターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が 0 円を下回る場合には、当該 C インターチェンジと D インターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が 100 キロメートル以下の区間の場合

全車種を対象として、C インターチェンジから D インターチェンジまでの区間の料金の額から、一律 150 円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が 100 キロメートルを超える区間の場合

全車種を対象として、C インターチェンジから D インターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の (C) に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が 100 キロメートルを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、A インターチェンジから B インターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D' インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD' はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB : A インターチェンジから B インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額

AD : A インターチェンジから D インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ)

- ト) 及びチ) により算出した料金の額
 B D : B インターチェンジから D インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、口) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
 C D : C インターチェンジから D インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、口) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
 A D' : A インターチェンジから D' インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、口) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
 B D' : B インターチェンジから D' インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、口) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
 C D' : C インターチェンジから D' インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、口) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額

(注2)(B)の場合において、B D < C Dとなる場合については、A D - A Bにより算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

□ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

| 路線名 | 料金の徴収区間 | 料金の額(単位:円) | | | | |
|------------------|--------------------------------|------------|-----|-----|-------|-------|
| | | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
| 中央自動車道 富士吉田線 | 高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで | 500 | 600 | 700 | 1,000 | 1,650 |
| 近畿自動車道 名古屋亀山線 | 高針ジャンクションから 名古屋西インターチェンジまで | 400 | 500 | 600 | 800 | 1,200 |

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道1号(新湘南バイパス)(以下「新湘南バイパス」という。)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ. 普通車

| | | | | |
|----|-----|-------|-------|-----|
| | | | 藤沢 | |
| | | | 茅ヶ崎中央 | 300 |
| | | | 茅ヶ崎西 | 100 |
| | | 茅ヶ崎海岸 | 200 | 400 |
| 平塚 | | | | |
| 大磯 | 300 | | 400 | 600 |

□ . 大型車

| | | | | |
|----|-----|-------|-------|-----|
| | | | 藤沢 | |
| | | | 茅ヶ崎中央 | 460 |
| | | | 茅ヶ崎西 | 150 |
| | | 茅ヶ崎海岸 | 300 | 610 |
| 平塚 | | | | |
| 大磯 | 460 | | 610 | 920 |

八．特大車

| | | | | 藤沢 |
|----|-------|-------|------|-------|
| | | 茅ヶ崎中央 | 茅ヶ崎西 | 茅ヶ崎海岸 |
| | | 1,150 | 360 | 720 |
| | | 1,150 | | 1,510 |
| | 平塚 | | | |
| 大磯 | 1,150 | | | 1,510 |
| | | | | 2,300 |

(注1) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注2) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(注3) 茅ヶ崎海岸インターチェンジ、平塚インターチェンジ及び大磯インターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日から適用する。

一般国道1号(西湘バイパス)(以下「西湘バイパス」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

| 料金所\車種 | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 橋 | 200 | 250 | 300 | 400 | 700 |
| 国府津 | 100 | 150 | 200 | 250 | 400 |
| 石橋 | 150 | 200 | 250 | 350 | 550 |

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道138号(東富士五湖道路)(以下「東富士五湖道路」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

| 区間\車種 | 普通車 | 大型車 | 特大車 |
|-------|-------|-------|-------|
| 全線 | 1,040 | 1,560 | 3,780 |
| 一部線 | A区間 | 520 | 780 |
| | B区間 | 520 | 780 |

(注1) A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田(起点)から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走(終点)までの区間をいう。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注3) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道271号(小田原厚木道路)(以下「小田原厚木道路」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

| | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
|-----|-------|-----|-----|-------|-------|
| 全線 | 600 | 700 | 700 | 1,100 | 1,900 |
| 一部線 | A区間 | 300 | 350 | 350 | 550 |
| | B区間 | 300 | 350 | 350 | 550 |

(注1) A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。

B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

(注2) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

伊勢湾岸道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

| | | 飛 島 |
|-----|---------|---------|
| | 名 港 中 央 | 250 |
| | 名 港 潮 見 | 250 500 |
| 東 海 | 200 | 450 700 |

ロ 普通車

| | | 飛 島 |
|-----|---------|---------|
| | 名 港 中 央 | 300 |
| | 名 港 潮 見 | 350 600 |
| 東 海 | 250 | 550 850 |

ハ 中型車

| | | 飛 島 |
|-----|---------|-----------|
| | 名 港 中 央 | 350 |
| | 名 港 潮 見 | 400 750 |
| 東 海 | 300 | 700 1,000 |

二 大型車

| | | 飛 島 |
|-----|---------|-----------|
| | 名 港 中 央 | 450 |
| | 名 港 潮 見 | 550 1,000 |
| 東 海 | 400 | 950 1,400 |

ホ 特大車

| | | 飛 島 |
|-----|---------|-------------|
| | 名 港 中 央 | 750 |
| | 名 港 潮 見 | 950 1,700 |
| 東 海 | 650 | 1,600 2,350 |

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

| 海老名南 | | |
|----------------|-----|---------|
| | 寒川北 | 100 |
| 寒川南 | 100 | 200 |
| 西久保 ジヤンクション | - | 150 250 |

| | | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 ジヤンクション | |
|------|----------------|------|-----|-----|-----|-------|-----------|----------------|-------|-------|---------------|-------|-----------------|-------------------------------------|
| | 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 八王子 ジヤンクション | 150 | 350 | 400 | 700 | 850 | 1,050 | 1,250 | 1,350 | 1,500 | 1,550 | 1,700 | 1,800 | 1,950 2,050 |
| | 八王子南 | 100 | 200 | 400 | 450 | 750 | 900 | 1,100 | 1,300 | 1,400 | 1,550 | 1,600 | 1,750 | 1,850 2,000 2,100 |
| | 城山 | 200 | 250 | 400 | 600 | 650 | 950 | 1,100 | 1,300 | 1,500 | 1,550 | 1,650 | 1,750 | 1,850 2,000 2,150 2,200 |
| | 相模原 | 300 | 500 | 550 | 700 | 900 | 950 | 1,250 | 1,400 | 1,550 | 1,700 | 1,750 | 1,900 | 1,950 2,100 2,200 2,350 2,400 |
| | 圈央厚木 | 200 | 500 | 700 | 750 | 900 | 1,050 | 1,150 | 1,400 | 1,500 | 1,650 | 1,850 | 1,900 | 2,000 2,100 2,200 2,350 2,400 2,400 |
| 海老名北 | 150 | 350 | 650 | 850 | 900 | 1,050 | 1,200 | 1,300 | 1,500 | 1,650 | 1,800 | 1,950 | 2,000 | 2,150 2,200 2,350 2,400 2,400 2,400 |

□ 普通車

| 海老名南 | | |
|----------------|-----|---------|
| | 寒川北 | 100 |
| 寒川南 | 150 | 250 |
| 西久保 ジヤンクション | - | 250 350 |

| | | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 ジヤンクション | |
|------|----------------|------|-----|-------|-------|-------|-----------|----------------|-------|-------|---------------|-------|-----------------|-------------------------------|
| | 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 八王子 ジヤンクション | 200 | 400 | 500 | 850 | 1,050 | 1,300 | 1,550 | 1,650 | 1,850 | 1,900 | 2,100 | 2,250 | 2,450 2,550 |
| | 八王子南 | 100 | 250 | 500 | 600 | 950 | 1,150 | 1,400 | 1,650 | 1,750 | 1,900 | 2,000 | 2,150 | 2,300 2,500 2,600 |
| | 城山 | 250 | 350 | 500 | 750 | 850 | 1,200 | 1,550 | 1,750 | 1,900 | 2,100 | 2,150 | 2,350 | 2,500 2,700 2,700 |
| | 相模原 | 400 | 650 | 700 | 900 | 1,100 | 1,200 | 1,550 | 1,750 | 1,900 | 2,150 | 2,200 | 2,350 | 2,450 2,600 2,700 2,700 2,700 |
| | 圈央厚木 | 250 | 600 | 850 | 950 | 1,100 | 1,350 | 1,400 | 1,750 | 1,900 | 2,100 | 2,300 | 2,550 | 2,600 2,700 2,700 2,700 2,700 |
| 海老名北 | 200 | 450 | 800 | 1,050 | 1,150 | 1,300 | 1,550 | 1,600 | 1,900 | 2,050 | 2,250 | 2,450 | 2,500 | 2,700 2,700 2,700 2,700 2,700 |

八 中型車

| 海老名南 | | |
|----------------|-----|---------|
| | 寒川北 | 150 |
| 寒川南 | 150 | 300 |
| 西久保 ジヤンクション | - | 250 400 |

| | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 ジヤンクション |
|----------------|------|-----|-------|-------|-------|-----------|----------------|-------|-------|---------------|-------|-----------------|
| | 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 八王子 ジヤンクション | 200 | 500 | 600 | 1,050 | 1,250 | 1,550 | 1,900 | 2,000 | 2,200 | 2,300 | 2,500 | 2,700 |
| 八王子南 | 100 | 350 | 600 | 700 | 1,150 | 1,350 | 1,650 | 2,000 | 2,100 | 2,300 | 2,400 | 2,600 |
| 城山 | 300 | 400 | 650 | 900 | 1,000 | 1,450 | 1,650 | 1,950 | 2,250 | 2,300 | 2,500 | 2,800 |
| 相模原 | 450 | 750 | 850 | 1,100 | 1,350 | 1,450 | 1,850 | 2,100 | 2,300 | 2,550 | 2,650 | 3,050 |
| 圈央厚木 | 250 | 700 | 1,000 | 1,100 | 1,350 | 1,600 | 1,700 | 2,100 | 2,300 | 2,500 | 2,750 | 3,050 |
| 海老名北 | 250 | 500 | 950 | 1,250 | 1,350 | 1,600 | 1,850 | 1,950 | 2,300 | 2,450 | 2,700 | 2,950 |

二 大型車

| 海老名南 | | |
|----------------|-----|---------|
| | 寒川北 | 200 |
| 寒川南 | 200 | 400 |
| 西久保 ジヤンクション | - | 350 550 |

| | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 ジヤンクション |
|----------------|------|-------|-------|-------|-------|-----------|----------------|-------|-------|---------------|-------|-----------------|
| | 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 八王子 ジヤンクション | 300 | 650 | 800 | 1,450 | 1,750 | 2,150 | 2,600 | 2,750 | 3,050 | 3,150 | 3,450 | 3,700 |
| 八王子南 | 150 | 450 | 800 | 950 | 1,600 | 1,900 | 2,300 | 2,750 | 2,900 | 3,150 | 3,250 | 3,550 |
| 城山 | 400 | 550 | 850 | 1,200 | 1,350 | 2,000 | 2,300 | 2,700 | 3,050 | 3,200 | 3,450 | 3,850 |
| 相模原 | 650 | 1,050 | 1,150 | 1,450 | 1,850 | 1,950 | 2,550 | 2,850 | 3,200 | 3,500 | 3,650 | 4,050 |
| 圈央厚木 | 400 | 1,000 | 1,400 | 1,500 | 1,850 | 2,200 | 2,350 | 2,900 | 3,150 | 3,450 | 3,800 | 4,100 |
| 海老名北 | 350 | 700 | 1,300 | 1,700 | 1,850 | 2,150 | 2,500 | 2,650 | 3,150 | 3,400 | 3,700 | 4,050 |

ホ 特大車

| 海老名南 | | |
|----------------|-----|---------|
| | 寒川北 | 300 |
| 寒川南 | 400 | 700 |
| 西久保 ジヤンクション | - | 600 900 |

| | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 ジヤンクション | 久喜白岡 ジヤンクション |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|----------------|-------|-------|---------------|-------|-----------------|-----------------|
| 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 八王子 ジヤンクション | 500 | 1,100 | 1,350 | 2,400 | 2,950 | 3,600 | 4,350 | 4,600 | 5,050 | 5,300 | 5,750 | 6,150 | 6,200 6,200 |
| 八王子南 | 250 | 750 | 1,350 | 1,600 | 2,600 | 3,150 | 3,800 | 4,550 | 4,800 | 5,250 | 5,450 | 5,950 | 6,350 6,450 |
| 城山 | 700 | 900 | 1,400 | 2,000 | 2,250 | 3,250 | 3,800 | 4,450 | 5,100 | 5,300 | 5,750 | 5,950 | 6,450 6,550 |
| 相模原 | 1,050 | 1,700 | 1,950 | 2,450 | 3,050 | 3,300 | 4,300 | 4,800 | 5,300 | 5,850 | 6,050 | 6,500 | 6,550 6,550 |
| 圈央厚木 | 600 | 1,650 | 2,300 | 2,550 | 3,050 | 3,650 | 3,900 | 4,800 | 5,250 | 5,750 | 6,300 | 6,500 | 6,550 6,550 |
| 海老名北 | 550 | 1,150 | 2,200 | 2,850 | 3,100 | 3,600 | 4,200 | 4,450 | 5,250 | 5,650 | 6,150 | 6,550 | 6,550 6,550 |

(注1) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上記のうち、あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(注3) 供用されていない区間の料金の額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

東海環状自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

普通車

八 中型車

二 大型車

大特車

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(2) 割引制度

マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「E T C システム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T C クレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づき E T C カード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告した E T C システム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定する E T C カードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けた E T C カードを、「E T C パーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与する E T C カードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

（イ）ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本申請1高速道路の路線名中(14)から(20)までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については、料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

（ロ）ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

| ポイントの累計数 | 還元額 |
|-----------|---------|
| 100ポイント | 200円分 |
| 200ポイント | 500円分 |
| 600ポイント | 2,500円分 |
| 1,000ポイント | 8,000円分 |

（ハ）弾力的なポイントの付与及び割引

（イ）及び（ロ）に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「E T C コーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE

T C カードをいう（以下同じ。）

□ 割引率

（イ）車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

| 月間利用額 | 割引率 |
|-----------|---------|
| 5千円を超える部分 | 10パーセント |
| 1万円を超える部分 | 15パーセント |
| 3万円を超える部分 | 20パーセント |

（ロ）契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超える、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

なお、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が450万円を超える、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が2万7千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。ただし、上記10パーセントの割引の適用を受ける利用者を除く。

E T C 前納割引

イ 割引をする自動車

E T C クレジットカード（中日本高速道路会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、E T C クレジットカード、E T C パーソナルカード又はE T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「E T C 車」という。）

□ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成30年3月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年4月29日から平成23年3月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）

なお、本割引適用後の料金の額は（1）イ（イ）に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）（1）ロに定める均一制を適用する区間（以下「均一制区間」という。）又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ その他

新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。

通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

| |
|--|
| 連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は一般国道139号（西富士道路）（以下「西富士道路」という。）を含む場合。 |
| 第一東海自動車道と一般国道16号（八王子バイパス）（以下「八王子バイパス」という。）を、第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。 |
| 中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。 |
| 第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。 |
| 東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛驒清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路上に通勤割引が適用される場合に限る。）。 |
| 中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路上に通勤割引が適用される場合に限る。）。 |

(ロ) 均一制区間等

均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）又は別添6のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

| |
|--|
| 連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。 |
| 西湘バイパスと一般国道1号（箱根新道）（以下「箱根新道」という。）を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。 |
| 小田原厚木道路と八王子バイパスを、小田原厚木道路の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。 |

□ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額

に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((L_R + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2) \times t$$

(注)上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'2：大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

t：1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ その他

西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。

通勤割引(距離制限緩和)

イ 割引をする自動車

対距離制区間、均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)又は別添6のうちA若しくはDに掲げる高速道路を通行し(大都市近郊区間のみの通行を除く。)かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車(平成23年4月1日から平成24年4月12日までの間については平日に通行する場合に限る。)

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する通勤割引(距離制限緩和)を含む。)の適用を受けた後、一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、イ(イ)又はイ(ロ)の表に定める場合(安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「通勤割引(距離制限緩和)」と読み替えるものとする。)についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)の通行料金並びに別添6のうちA及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金及び別添6のうちAに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{ (単位:パーセント)}$$

(注)上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'2 : 別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程(単位:キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L_R + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t + P + P' \times 0.5$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L_R + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t$ 又は $P' \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L_R + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L_R + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成24年4月12日までとする。

早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添6のうちB若しくはCに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、中央自動車道富士吉田線のうち均一制区間の距離については、通行区間のいかんにかかわらず、一律8.8キロメートルとして取り扱うものとする。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間（中央自動車道富士吉田線に限る。）又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（中央自動車道富士吉田線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちB、C若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパスについては、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ その他

新湘南バイパスについては、平成21年3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。

平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間（平成21年3月30日から平成23年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。）に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

ニ その他

新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月30日から本割引を適用する。

平日昼間割引

イ 割引をする自動車

対距離制区間、均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）又は別添6のうちA若しくはDに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)の通行料金並びに別添6のうちA及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(口)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

(口) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金及び別添6のうちAに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \quad (\text{単位:パーセント})$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位:キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程 (単位:キロメートル)

L'2 : 別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程 (単位:キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t + P + P' \times 0.7$$

ただし、上記式において、(a × ((LR + L'1R'1) × 0.7 + L'2R'2) + 105)

× t 又は P' × 0.7 の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程 (単位:キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程 (単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位:キロメートル)

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額 (単位:円)

P' : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額 (単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)

R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

口) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る

場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L_R + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L_R + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に 50 円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超え、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75 を加算した値。対距離制区間が 200 キロメートルを超える場合は、35 を対距離制区間のキロ程で除し、0.7 を加算した値。

d : (口) に定める計算式により算出した値を 100 で除した値。

L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : 別添 6 のうち B 又は C に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : 別添 6 のうち A に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2 : 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

八 適用する期間

平成 21 年 7 月 8 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添 6 のうち A に掲げる高速道路を含む 100 キロメートル以内の区間を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）かつ、休日の午前 9 時から午後 5 時までの間に料金所を通行する ETC 車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（2 会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を 2 回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前 9 時から午後 5 時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、イ(イ)の表に定める場合（安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「休日昼間割引」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は 1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて 1 回とする。

(口) 均一制区間等

均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）又は別添 6 のうち D に掲げる高速道路を通行し、かつ、休日の午前 9 時から午後 5 時までの間に料金所を通行する ETC 車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（2 会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を 2 回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前 9 時から午後 5 時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、イ(口)の表に定める場合についての本割引の適用回数は 1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて 1 回とする。

口 割引率

割引率は 50 パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（近畿自動車道名古屋亀山線に限る。）の通行料金並びに別添 6 のうち A 及び D に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添 6 のうち A 若しくは D に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額

に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((L\cdot R + L'\cdot 1R' \cdot 1 + 150) \times 0.5 + L'\cdot 2R' \cdot 2) \times t$$

(注)上記式においてL、L'・1、L'・2、R、R'・1、R'・2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'・1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'・2：大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'・1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'・2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

t：1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

二 その他

西湖バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月28日から割引を適用する。

休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日、平成21年11月2日、平成22年2月12日、平成22年4月30日、平成22年9月24日、平成22年11月22日、平成22年12月24日及び平成23年1月3日に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

(イ) 普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)並びに別添6のうちA、D及びEに掲げる高速道路に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、D若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間ににおける対距離制区間の上記算出後の額及び別添6のうちAに掲げる各高速道路の上記算出後の額を合算した額、均一制区間の上記算出後の額又は別添6のうちD若しくはEに掲げる各高速道路の上記算出後の額それぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

(ロ) 大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間に限る。)均一制区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)並びに別添6のうちB及びCに掲げる高速道路に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちB若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(ハ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ) 夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(対距離制区間の一部に大都市

近郊区間を含むものとする。)の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路に適用した算出額と、甲インターインジから乙インターインジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$a L R \times 0.5 \times t + 1000 + P \times 0.5$$

ただし、上記式において、 $a L R \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下のは場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

□) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターインジと乙インターインジの間(対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。)の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、当該算出額と同額とする。

$$A (a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t + P \times 0.5 + P' \times 0.7$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P \times 0.5$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B a' L'2R'2 \times 0.7 \times t + 1000 + P' \times 0.7$$

ただし、上記式において、 $a' L'2R'2 \times 0.7 \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下のは場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下のは場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

(二) 普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年4月29日から中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

B (ハ)イ)又は口)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$a L R d t + P d$$

ただし、上記式において、a L R d t 又はP d の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、d、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下のは1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し0.75を加算した値。

d : 本割引適用後の料金の額を(ハ)イ)の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を(ハ)口)の定めにより算出した場合は0.7。

L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間(近畿自動車道名古屋亀山線に限る。)西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は西富士道路を含む場合。

第一東海自動車道と中央自動車道富士吉田線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。

中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線(以下「東北縦貫自動車道弘前線」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。

中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線(以下「関越自動車道新潟線」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。

中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道(以下「常磐自動車道」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。

中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線(以下「東関東自動車道水戸線」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。

中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。

中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)(以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。)を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ(キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。)又は浮島インターチェンジ(キロ程適用日からに限る。以下、本表において同

じ。) を経由して通行する場合。

第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。

第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。

第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。

第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。

第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。

第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。

西湘バイパスと箱根新道を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

八 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路について口(イ)から(ハ)の定めにより算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

二 適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日までとする。

特別区間等における割引

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引率等

(イ) 惠那山特別区間及び飛騨特別区間

割引額は次表のとおりとし、(1)イ(ロ)イ Aの表中に定める恵那山特別区間及び飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

(単位:円)

| 区間 車種 | 恵那山 特別区間 | 飛騨 特別区間 |
|----------|-------------|------------|
| 軽自動車等 | 9.447 | 9.447 |
| 普通車 | 11.808 | 11.808 |
| 中型車 | 14.17 | 14.17 |
| 大型車 | 19.484 | 19.484 |
| 特大車 | 32.472 | 32.472 |

(ロ) 首都圏中央連絡自動車道

割引額は次表のとおりとし、(1)に定める首都圏中央連絡自動車道の料金の額を減じるものとする。

1 輕自動車等

| | | 海老名南 |
|-----------------|-----|------|
| | 寒川北 | - |
| | 寒川南 | - |
| 西久保 ジ サンクショウ | - | - |
| | | 50 |

| | | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 | 久喜白岡 ジヤンクション |
|------|----------------|------|-----|-----|-----|------|-----------|----------------|-----|-----|---------------|-----|------|-----------------|
| | 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 八王子 ジヤンクション | - | - | - | - | - | 100 | 300 | 400 | 400 | 400 | 400 | 500 | 600 |
| | 八王子南 | - | - | - | - | - | 100 | 300 | 400 | 400 | 400 | 400 | 500 | 600 |
| | 城山 | - | - | - | - | - | 150 | 350 | 400 | 400 | 400 | 400 | 550 | 600 |
| | 相模原 | - | - | - | - | - | 50 | 200 | 350 | 400 | 400 | 400 | 500 | 700 |
| | 圈央厚木 | - | - | 50 | 100 | 100 | 100 | 150 | 100 | 250 | 450 | 500 | 500 | 700 |
| 海老名北 | - | - | - | 200 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 400 | 550 | 600 | 600 | 700 |

普通車

| | | 海老名南 | |
|-----------------|---|------|-----|
| | | 寒川北 | - |
| 寒川南 | | - | - |
| 西久保 ジ・ヤンクション | - | - | 100 |

| | | | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 | 久喜白岡 ジヤンクション |
|------|------|----------------|------|-----|-----|-----|------|-----------|----------------|-----|-----|---------------|-----|------|-----------------|
| | | 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 八王子 ジヤンクション | - | - | - | - | - | 150 | 400 | 500 | 500 | 500 | 500 | 650 | 750 |
| | | 八王子南 | - | - | - | - | - | 150 | 400 | 500 | 500 | 500 | 500 | 650 | 750 |
| | | 城山 | - | - | - | - | - | - | 200 | 400 | 500 | 500 | 500 | 600 | 800 |
| | | 相模原 | - | - | - | - | - | - | 50 | 200 | 450 | 500 | 550 | 700 | 800 |
| | 圈央厚木 | - | - | 50 | 150 | 150 | 150 | 200 | 200 | 350 | 550 | 600 | 650 | 700 | 800 |
| 海老名北 | - | - | - | 250 | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 | 500 | 700 | 750 | 800 | 800 | 800 |

八 中型車

| | | 海老名南 |
|----------------|-----|------|
| | 寒川北 | - |
| | 寒川南 | - |
| 西久保 ジヤンクション | - | 100 |

| | | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 ジヤンクション | |
|------|----------------|------|-----|-----|-----|------|-----------|----------------|-----|-----|---------------|-----|-----------------|-----|
| | 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 八王子 ジヤンクション | - | - | - | - | 150 | 500 | 600 | 600 | 600 | 600 | 700 | 850 | 850 |
| | 八王子南 | - | - | - | - | 150 | 500 | 600 | 600 | 600 | 600 | 650 | 850 | 850 |
| | 城山 | - | - | - | - | 250 | 550 | 600 | 600 | 600 | 600 | 650 | 850 | 900 |
| | 相模原 | - | - | - | - | 50 | 250 | 500 | 600 | 700 | 800 | 900 | 900 | 900 |
| | 圈央厚木 | - | - | 50 | 150 | 150 | 150 | 200 | 250 | 400 | 650 | 750 | 900 | 900 |
| 海老名北 | - | - | - | 300 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 600 | 850 | 900 | 900 | 900 |

二 大型車

| | | 海老名南 |
|----------------|-----|------|
| | 寒川北 | - |
| | 寒川南 | - |
| 西久保 ジヤンクション | - | 150 |

| | | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 ジヤンクション | |
|------|----------------|------|-----|-----|-----|------|-----------|----------------|-----|-----|---------------|-------|-----------------|-------|
| | 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 八王子 ジヤンクション | - | - | - | - | 200 | 650 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | 1,050 | 1,250 |
| | 八王子南 | - | - | - | - | 200 | 650 | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | 1,050 | 1,250 |
| | 城山 | - | - | - | - | 300 | 650 | 800 | 800 | 800 | 800 | 900 | 1,200 | 1,400 |
| | 相模原 | - | - | - | - | 350 | 650 | 800 | 800 | 800 | 850 | 1,100 | 1,350 | 1,400 |
| | 圈央厚木 | - | - | 100 | 200 | 250 | 250 | 300 | 300 | 550 | 900 | 1,000 | 1,000 | 1,100 |
| 海老名北 | - | - | - | 400 | 550 | 550 | 550 | 550 | 550 | 800 | 1,150 | 1,250 | 1,250 | 1,400 |

木 特大車

| | | 海老名南 |
|-----------------|-----|------|
| | 寒川北 | - |
| | 寒川南 | 50 |
| 西久保 ジ'ヤンクション | - | 250 |

| | | あきる野 | 日の出 | 青梅 | 入間 | 狭山日高 | 圈央 鶴ヶ島 | 鶴ヶ島 ジ'ヤンクション | 坂戸 | 川島 | 桶川 ジ'ヤンクション | 桶川 | 菖蒲白岡 | 久喜白岡 ジ'ヤンクション |
|------|-----------------|------|-----|-----|-----|------|-----------|-----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|------------------|
| | 八王子西 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 八王子 ジ'ヤンクション | - | - | - | - | - | 400 | 1,150 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,800 | 1,850 |
| | 八王子南 | - | - | - | - | - | 400 | 1,150 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,750 | 1,850 |
| | 城山 | - | - | - | - | - | 550 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,950 | 1,950 |
| | 相模原 | - | - | - | - | - | 200 | 700 | 1,250 | 1,450 | 1,900 | 1,950 | 1,950 | 1,950 |
| | 圈央厚木 | - | - | 150 | 400 | 400 | 400 | 500 | 650 | 1,150 | 1,700 | 1,900 | 1,950 | 1,950 |
| 海老名北 | - | - | 50 | 700 | 950 | 950 | 950 | 950 | 1,050 | 1,550 | 1,950 | 1,950 | 1,950 | 1,950 |

(注1)上記のうち、あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(注2)供用されていない区間の割引額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

(八) 伊勢湾岸道路における割引

割引率は30パーセントとし、伊勢湾岸道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路について口(イ)から(ハ)の定めにより本割引(2会社が適用する特別区間等における割引を含む。)を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

二 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後10時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 第一東海自動車道 | 東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |
| 近畿自動車道名古屋亀山線 | 四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |
| 近畿自動車道名古屋神戸線 | みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ。 |
| 西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線 | 栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |
| 西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 | 草津田上インターチェンジ。 |
| 西日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号及び478号(京滋バイパス) | 各インターチェンジ。 |
| 西日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号(第二京阪道路) | 起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インターチェンジ又は枚方東インターチェンジ。 |

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月4日から平成23年3月31日までとする。

第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋亀山線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成30年3月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする(平成23年3月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。)。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各

高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

八 適用する期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日までとする。

首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

(イ)から(ホ)に定める各インターチェンジ相互間を通行するETC車。なお、AからEのインターチェンジは二に定めるところによる。

(イ) AインターチェンジとCインターチェンジ相互間

(ロ) AインターチェンジとDインターチェンジ相互間

(ハ) AインターチェンジとEインターチェンジ相互間

(ニ) BインターチェンジとCインターチェンジ相互間

(ホ) BインターチェンジとDインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円(イ(ロ)及び(ホ)に定めるインターチェンジ相互間の通行については300円。)とし、高速国道の通行料金に適用する。

八 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

二 対象インターチェンジ

| | |
|-----------|---|
| Aインターチェンジ | 首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ(あきる野インターチェンジを含まない。) |
| Bインターチェンジ | 東日本高速道路株式会社が管理する首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ。 |
| Cインターチェンジ | 第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ及び中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |
| Dインターチェンジ | 中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。 |
| Eインターチェンジ | 東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。 |

東海環状自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

ニに定めるAインターチェンジとBインターチェンジ相互間を通行するETC車。

ロ 割引額

割引額は150円とし、高速国道の通行料金に適用する。

八 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

二 対象インターチェンジ

| | |
|-----------|--|
| Aインターチェンジ | 東海環状自動車道の各インターチェンジ。 |
| Bインターチェンジ | 第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジ。 |

近畿自動車道名古屋亀山線等における乗継利用割引

イ 割引をする自動車

第一東海自動車道、近畿自動車道名古屋亀山線のうち名古屋インターチェンジから高針インターチェンジまでの区間及び名古屋高速道路名古屋市道高速四谷高針線の3路線を連続して通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道名古屋亀山線の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日までとする。

中央自動車道富士吉田線における短区間割引

イ 割引をする自動車

均一制区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)のうち、高井戸インターチェンジから調布インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから稻城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから稻城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、国立府中インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間又は高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

ロ 割引額

均一制区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)の料金の額から、次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

| | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
|----------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 高井戸～調布 | 150 | 200 | 250 | 450 | 850 |
| 高井戸～稻城 | 100 | 150 | 150 | 350 | 650 |
| 高井戸～国立府中 | - | - | - | - | 50 |
| 調布～稻城 | 300 | 350 | 450 | 700 | 1,300 |
| 調布～国立府中 | 100 | 150 | 200 | 350 | 700 |
| 国立府中～八王子 | 100 | 150 | 200 | 400 | 750 |

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日までとする。

特定区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間ににおいて、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車

ロ 割引額

A区間の料金の額から次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

| 車種 | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 割引額 | 100 | 100 | 100 | 150 | 250 |

高速国道との連続利用割引

イ 割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車。

ロ 割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

| 車種 | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 割引額 | 100 | 150 | 150 | 250 | 350 |

② ETC短区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間ににおいて、小田原東インターチェンジから大磯インターチェン

ジまでの区間内を通行する E T C 車又は同道路の B 区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行する E T C 車。

□ 割引額

A 区間又は B 区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

| 車種 | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 割引額 | 50 | 50 | 50 | 100 | 150 |

ハ その他

- イ) 本割引については、平成 23 年 3 月 31 日まで試行的に実施する。なお、本割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するするものとする。
- ロ) 本割引の本格実施に当たっては、負担の公平及び公正妥当の観点から小田原厚木道路における無料区間の取扱を含めた料金体系の見直しを図ることとし、これについても上記イ) の検討に併せて検討を行うものとする。

② 障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車が E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

□ 割引率

割引率は 50 パーセント以下とする。

③ 乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添 1 - 1 に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第 21 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね 80 パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を 3 会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は 30 パーセントとする。

⑭休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号口に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成23年3月31日までとする。

⑮乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために一般有料道路を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑯割引相互間の適用関係

イ からに定める割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ロ から⑭に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

⑰企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

（3）高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

二 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制区間を除く）を連続して通行する場合の料金の額は、(1) イ(ハ)イ Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また、(1) について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

別添 1 - 1

| 車種区分 | 自動車の種類 | 定義 |
|-------|--|--|
| 軽自動車等 | イ 軽自動車 | 道路運送車両法(昭和26法律第185号。以下「法」という。)第3条の軽自動車 |
| | ロ 小型特殊自動車 | 法第3条の小型特殊自動車 |
| | ハ 小型二輪自動車 | 法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの |
| 普通車 | ニ 小型自動車 | 法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの(ハに該当するものを除く。) |
| | ホ 普通乗用自動車 | 法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの |
| | ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両 | けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの |
| 中型車 | ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下) | 法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトラ用トラクタ(2車軸) |
| | チ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満) | 法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの |
| | リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両 | イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両 |
| 大型車 | ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量2.5トン以下で4車軸) | 普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(トに該当するものを除く。)車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトラ用トラクタ(3車軸) |
| | ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等) | 乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの |
| | ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車(2車軸)である連結車両 | ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両 |
| 特大車 | ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上) | 普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。) |
| | カ 連結車両 | けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。) |
| | ヨ 大型特殊自動車 | 法第3条の大型特殊自動車 |
| | タ 乗合型自動車 (その他) | 乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの(ルに該当するものを除く。) |

別添 1 - 2

| 車種区分 | 自動車の種類 | 定義 |
|------|--|--|
| 普通車 | イ 軽自動車 | 道路運送車両法(昭和26法律第185号。以下「法」という。)第3条に規定する軽自動車 |
| | ロ 小型二輪自動車 | 法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの |
| | ハ 小型特殊自動車 | 法第3条に規定する小型特殊自動車 |
| | ニ 小型自動車 | 法第3条に規定する小型自動車(ロに該当するものを除く。)をいい、専ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が10人以下のもの |
| | ホ 普通乗用自動車 | 法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの |
| | ヘ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの) | 法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの(以下「普通貨物自動車」という。)のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの |
| | ト 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの) | 法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの(乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。)のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの |
| | チ けん引自動車が普通車 (普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)である連結車両 | イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両 |
| 大型車 | リ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの) | 普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(ヘに該当するものを除く。)車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸) |
| | ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等) | 乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの |
| | ル けん引自動車が普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両 | ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものと被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両 |
| 特大車 | ヲ 普通貨物自動車 (4車軸以上のもの) | 普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの(リに該当するものを除く。) |
| | ワ 大型特殊自動車 | 法第3条に規定する大型特殊自動車 |
| | カ 乗合型自動車 (その他) | 乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。) |
| | ヨ 連結車両 (その他) | けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ヌ又はルに該当するものを除く。) |

大都市近郊区間

| 路 線 名 | 区 間 |
|--------------------|---------------------------------|
| 第一東海自動車道 | 東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで |
| 第二東海自動車道 横浜名古屋線 | 海老名南インターチェンジから 厚木南インターチェンジまで |

別添3 インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）

中央自動車道富士吉田線（八王子・河口湖間）

| | | | | | | 河口湖 | |
|-----|------|-----|------|---------|------|------|------|
| | | | | 都留 | | | |
| | | | | 大月 | | 16.3 | |
| | | | | ジヤンクション | | 6.2 | 22.5 |
| | | | | 1.0 | | 7.2 | 23.5 |
| 八王子 | 元八王子 | 相模湖 | | 上野原 | | 20.1 | 21.1 |
| | | | | 大月 | | 26.0 | 32.2 |
| | | | | ジヤンクション | | 35.4 | 41.6 |
| 八王子 | 八王子 | 9.4 | 14.3 | 34.4 | 37.2 | 44.4 | 57.9 |
| | | 2.8 | 12.2 | 17.1 | 38.2 | 44.4 | 60.7 |
| | | 7.4 | 10.2 | 19.6 | 24.5 | 44.6 | 51.8 |
| | | | | 都留 | | 68.1 | |

中央自動車道西宮線（大月ジャンクション・小牧ジャンクション間）

| 大月自動車道西線(大月インターチェンジ - 松川インターチェンジ間) | | | | | | | | | | | | 飯田山本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|---------|------|------|------|------|------|------|------|----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 勝沼 | 御坂 | 一富 | | 甲府南 | | 甲府 | | スマート | | 双葉 | | 須玉 | | 長坂 | | 小淵沢 | | 諏訪南 | | 諏訪 | | 岡谷 | | 伊北 | | 伊那 | | 駒ヶ根 | | 松川 | | 飯田 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 勝沼 | 御坂 | 一富 | 甲府南 | 甲府 | スマート | 双葉 | 須玉 | 長坂 | 小淵沢 | 諏訪南 | 諏訪 | 岡谷 | 伊北 | 伊那 | 駒ヶ根 | 松川 | 飯田 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大月 | ジヤンクション | 18.7 | 24.9 | 34.2 | 41.8 | 46.8 | 48.5 | 53.0 | 60 | 68.7 | 76.9 | 89.5 | 100.6 | 110.7 | 124.6 | 134.1 | 149.2 | 164.6 | 180.1 | 185.3 | 15.2 | 20.7 | 36.1 | 51.2 | 60.7 | 69.4 | 74.6 | 79.5 | 84.7 | 90.6 | 95.8 | 103.2 | 108.4 | 111.4 | 116.6 | 120.1 | 125.3 | 127.1 | 132.3 | 136.8 | 138.5 | 143.5 | 145.9 | 151.1 | 155.2 | 160.4 | 166.6 |

| 小牧 ジヤンクション | 7.1 | 多治見 | 小牧東 | |
|---------------|-----|-------|---------|-------|
| | | | 土岐 | 8.1 |
| | | | ジヤンクション | 15.2 |
| 園原 | 中津川 | 瑞浪 | 土岐 | 6.3 |
| | | | ジヤンクション | 21.5 |
| | | | 2.5 | 24.0 |
| | | | 4.5 | 28.5 |
| | | | 18.1 | 46.6 |
| | | | 9.4 | 56.0 |
| | | | 22.0 | 78.0 |
| | | | 31.4 | 87.6 |
| 飯田山本 | - | 31.6 | 41.0 | 80.5 |
| 飯田 | - | 36.8 | 46.2 | 92.8 |
| 松川 | - | 52.3 | 61.7 | 108.3 |
| 駒ヶ根 | - | 67.7 | 77.1 | 123.7 |
| 伊那 | - | 82.8 | 92.2 | 138.8 |
| 伊北 | - | 92.3 | 101.7 | 148.3 |
| 岡谷 ジヤンクション | - | 106.2 | 115.6 | 162.2 |
| 諏訪 | - | 116.3 | 125.7 | 172.3 |
| 諏訪南 | - | 127.4 | 136.8 | 183.4 |
| 小淵沢 | - | 140.0 | 149.4 | 196.0 |
| 長坂 | - | 148.2 | 157.6 | 204.2 |
| 須玉 | - | 156.9 | 166.3 | 212.9 |
| 垂崎 | - | 163.9 | 173.3 | 219.9 |
| 双葉 ジヤンクション | - | 168.4 | 177.8 | 224.4 |
| 双葉 スマート | - | 170.1 | 179.5 | 226.1 |
| 甲府昭和 | - | 175.1 | 184.5 | 231.1 |
| 甲府南 | - | 182.7 | 192.1 | 238.7 |
| 一宮御坂 | - | 192.0 | 201.4 | 248.0 |
| 勝沼 | - | 198.2 | 207.6 | 254.2 |
| 大月 ジヤンクション | - | 216.9 | 226.3 | 272.9 |

中央自動車道西宮線（小牧・八日市間）

| | | | | | | | | 八日市 | |
|----|--|----------------|--|-----------------|--|------------------------------------|--|-----------|--|
| | | | | | | 湖東三山スマート | | 10.1 | |
| | | | | | | 彦根 | | 11.2 21.3 | |
| | | | | 米原 ジ'ヤンクション | | 7.8 19.0 29.1 | | | |
| | | 大垣 | | 関ヶ原 ジ'ヤンクション | | 15.7 | | 44.8 | |
| | | 岐阜 羽島 | | 養老 ジ'ヤンクション | | 11.0 26.7 34.5 45.7 55.8 | | | |
| | | 一宮 ジ'ヤンクション | | 3.5 | | 30.2 38.0 49.2 59.3 | | | |
| | | 6.8 | | 10.3 | | 21.3 37.0 44.8 56.0 66.1 | | | |
| | | 8.5 | | 15.3 | | 29.8 45.5 53.3 64.5 74.6 | | | |
| | | 4.6 | | 19.9 | | 23.4 34.4 50.1 57.9 69.1 79.2 | | | |
| 小牧 | | 8.3 | | 21.4 | | 28.2 31.7 42.7 58.4 66.2 77.4 87.5 | | | |
| | | | | | | | | | |

中央自動車道長野線（岡谷ジャンクション・豊科間）

| | | 松本 | | | 豊科 | |
|----------------|-----|-----|-----|----------------|------------|------|
| | | 塩尻北 | 塩尻 | 松本 ジ'ヤンクション | 梓川 スマート | 3.7 |
| 岡谷 ジ'ヤンクション | 3.7 | 5.0 | 6.7 | 7.2 | 3.2 | 3.6 |
| | | | | | 8.2 | 7.3 |
| | | | | | 11.8 | 10.5 |
| | | | | | 22.1 | 15.5 |
| | | | | | 25.7 | 22.2 |
| | | | | | 29.4 | 29.4 |
| | | | | | 33.1 | |

第一東海自動車道（東京・小牧間）

| | | 富士 | | 尾羽 ジ'ヤンクション | | 清水 | | 相良 吉田 牧之原 | |
|----------------|-----|-------|------------|----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|--|
| | | 沼津 | 富士 スマート | 尾羽 ジ'ヤンクション | 清水 | 相良 吉田 牧之原 | 11.0 | | |
| 岡谷 ジ'ヤンクション | 3.7 | 6.0 | 18.9 | 1.4 | 14.0 | 12.0 | 23.0 | | |
| | | 18.2 | 24.9 | 15.4 | 25.8 | 23.8 | 34.8 | | |
| | | 9.5 | 27.7 | 20.3 | 26.3 | 27.2 | 37.8 | | |
| | | 4.6 | 33.7 | 34.3 | 40.3 | 39.2 | 48.8 | | |
| | | 4.6 | 52.6 | 46.1 | 58.5 | 58.1 | 69.1 | | |
| | | 10.1 | 54.0 | 58.5 | 68.0 | 59.5 | 69.1 | | |
| | | 19.6 | 69.6 | 79.8 | 73.5 | 85.3 | 108.3 | | |
| | | 37.8 | 88.5 | 91.8 | 78.1 | 89.9 | 108.3 | | |
| | | 43.8 | 89.9 | 101.9 | 111.7 | 123.5 | 146.5 | | |
| | | 62.7 | 103.9 | 112.7 | 111.7 | 121.6 | 133.4 | | |
| | | 64.1 | 115.7 | 127.7 | 122.8 | 126.8 | 146.5 | | |
| | | 78.1 | 121.6 | 138.7 | 126.8 | 138.6 | 156.4 | | |
| | | 89.9 | 115.7 | 127.7 | 126.8 | 138.6 | 161.6 | | |
| | | 106.2 | 121.6 | 138.7 | 126.8 | 138.6 | 161.6 | | |
| | | 107.6 | 133.4 | 146.5 | 138.6 | 150.6 | 161.6 | | |
| | | 112.5 | 145.4 | 156.4 | 138.6 | 150.6 | 161.6 | | |
| | | 113.9 | 153.5 | 164.2 | 153.5 | 153.6 | 164.2 | | |
| | | 127.9 | 176.9 | 183.3 | 176.9 | 176.9 | 183.3 | | |
| | | 139.7 | 151.7 | 162.7 | 151.7 | 151.7 | 162.7 | | |
| | | 142.1 | 153.9 | 165.9 | 153.9 | 153.9 | 165.9 | | |
| | | 146.4 | 166.0 | 178.0 | 166.0 | 166.0 | 178.0 | | |
| | | 147.8 | 173.6 | 185.6 | 173.6 | 173.6 | 185.6 | | |
| | | 161.8 | 189.0 | 196.6 | 189.0 | 189.0 | 196.6 | | |

東海北陸自動車道（一宮ジャンクション・小矢部砺波ジャンクション間）

第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南・東海間）

| | | | 引佐 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|-----------------|--|------|------|------|------|----------------|------|--|------|--|------|----|--|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | 引佐 ジヤンクション | | 1.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 15.6 | | 17.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 12.1 | | 27.7 | | 29.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 16.9 | | 29.0 | | 44.6 | | 46.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 15.0 | | 31.9 | | 44.0 | | 59.6 | | 61.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 18.6 | | 33.6 | | 50.5 | | 62.6 | | 78.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 13.7 | | 32.3 | | 64.2 | | 76.3 | | 91.9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 2.7 | | 11.0 | | 29.6 | | 44.6 | | 61.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 1.8 | | 4.5 | | 9.2 | | 27.8 | | 42.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 9.4 | | 11.2 | | 13.9 | | 18.6 | | 37.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 14.4 | | 23.8 | | 25.6 | | 28.3 | | 33.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 20.3 | | 34.7 | | 44.1 | | 45.9 | | 48.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 13.2 | | 33.5 | | 47.9 | | 57.3 | | 59.1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 7.1 | | 20.3 | | 40.6 | | 55.0 | | 64.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 25.2 | | 32.3 | | 45.5 | | 65.8 | | 80.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 12.8 | | 38.0 | | 45.1 | | 58.3 | | 78.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 4.3 | | 6.7 | | 19.5 | | 44.7 | | 51.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 2.4 | | 15.2 | | 40.4 | | 47.5 | | 60.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 1.5 | | 5.8 | | 8.2 | | 21.0 | | 46.2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海老名南 | | | 伊勢原北 ジヤンクション | | | 秦野 | | | 御殿場 ジヤンクション | | | 長泉沼津 | | | 富士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 清水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 厚木南 | | | | | | | | | | | | | | | | | 伊佐布 ジヤンクション | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 吉原 ジヤンクション | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海老名南 | | | | | | | | | | | | | | | | | 尾羽 ジヤンクション | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 静岡 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 藤枝岡部 | | | | | | | | | | | | | | | | | 森掛川 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 金谷 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 引佐 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

中部横断自動車道（吉原ジャンクション・富沢間、六郷・双葉ジャンクション間）

| | | | | |
|----------------|------------|-----------------|------------|----------------|
| 吉原 ジ'ヤンクション | 富沢 トモツヅ | | 白根 シロガネ | 双葉 ジ'ヤンクション |
| | 20.7 | | | 6.8 |
| | | 南アルプス ナンアルプス | | 9.8 |
| | | 増穂 ザンホ | 3.0 | 16.0 |
| | | | 6.2 | 25.3 |
| 六郷 ロクコウ | | | 9.3 | 15.5 |
| | | | 18.5 | |

北陸自動車道（朝日・米原ジャンクション間）

| 朝日 | | 片山津 | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 入善 | スマート | 4.5 | 14.1 | 23.4 | 31.5 | 37.2 | 43.8 | 51.2 | 56.4 | 70.7 | 74.6 |
| 黒部 | 魚津 | 9.3 | 17.4 | 23.1 | 29.7 | 37.1 | 42.3 | 56.6 | 60.5 | 66.0 | 80.4 |
| 滑川 | 立山 | 5.7 | 12.3 | 19.7 | 24.9 | 39.2 | 43.1 | 48.6 | 63.0 | 66.2 | 73.9 |
| 流杉 | スマート | 6.6 | 14.0 | 19.2 | 33.5 | 37.4 | 42.9 | 57.3 | 60.5 | 68.2 | 70.8 |
| 富山西 | 小杉 | 14.3 | 18.2 | 23.7 | 38.1 | 41.3 | 49.0 | 51.6 | 56.8 | 61.2 | 72.2 |
| 砺波 | 小矢部 | 5.2 | 19.5 | 23.4 | 28.9 | 43.3 | 46.5 | 54.2 | 56.8 | 62.0 | 66.4 |
| 砺波 | 森本 | 7.4 | 12.6 | 26.9 | 30.8 | 36.3 | 50.7 | 53.9 | 61.6 | 64.2 | 69.4 |
| 金沢東 | 小矢部 | 3.9 | 9.4 | 23.8 | 27.0 | 34.7 | 37.3 | 42.5 | 46.9 | 57.9 | 62.5 |
| 金沢西 | 白山 | 14.4 | 17.6 | 25.3 | 27.9 | 33.1 | 37.5 | 48.5 | 53.1 | 35.5 | 39.5 |
| 金沢東 | 徳光 | 5.5 | 19.9 | 23.1 | 30.8 | 33.4 | 38.6 | 43.0 | 54.0 | 58.6 | 62.6 |
| 金沢西 | スマート | 7.7 | 10.9 | 13.5 | 18.7 | 23.1 | 34.1 | 38.7 | 42.7 | 57.1 | 66.5 |
| 白山 | 小松 | 2.6 | 7.8 | 12.2 | 23.2 | 27.8 | 31.8 | 35.5 | 42.7 | 57.1 | 66.5 |
| 徳光 | 安宅 | 5.2 | 9.6 | 20.6 | 25.2 | 29.2 | 30.9 | 35.5 | 42.7 | 57.1 | 66.5 |
| スマート | 片山津 | 4.4 | 15.4 | 20.0 | 24.0 | 27.8 | 31.8 | 35.5 | 42.7 | 57.1 | 66.5 |
| 小松 | 片山津 | 11.0 | 15.6 | 19.6 | 22.2 | 26.2 | 30.2 | 34.2 | 40.2 | 45.2 | 54.2 |
| 安宅 | 片山津 | 4.6 | 8.6 | 12.6 | 16.6 | 20.6 | 24.6 | 28.6 | 34.6 | 40.6 | 49.6 |
| スマート | 片山津 | 4.0 | 8.0 | 12.0 | 16.0 | 20.0 | 24.0 | 28.0 | 34.0 | 40.0 | 49.0 |

近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋南・高針ジャンクション間、名古屋西・亀山南ジャンクション間）

| | | | | 伊勢関 | | 芸濃 | |
|----------|----|----|---------------|----------------|------|---------------|------|
| | | | | 亀山 | | | |
| | | | | 亀山 P A スマート | | 1.1 | |
| 有松 | 鳴海 | 植田 | 高針 ジヤンクション | | | | |
| 名古屋 南 | | | 1.2 | | | | |
| | | | 4.4 | 5.6 | | | |
| | | | 4.2 | 8.6 | 9.8 | | |
| | | | 2.9 | 7.1 | 11.5 | 12.7 | |
| | | | | 四日市 | | 四日市 | |
| | | | | 東 | | 東 | |
| | | | | 桑名 ジヤンクション | | 桑名 ジヤンクション | |
| | | | | 2.5 | 8.9 | 18.5 | 23.6 |
| | | | | 3.4 | 5.9 | 12.3 | 21.9 |
| | | | | 3.9 | 7.3 | 9.8 | 16.2 |
| | | | | 3.3 | 7.2 | 10.6 | 13.1 |
| | | | | 3.7 | 7.0 | 10.9 | 14.3 |
| | | | | 5.3 | 9.0 | 12.3 | 16.2 |
| | | | | 5.3 | 9.0 | 12.3 | 16.2 |
| | | | | 3.7 | 9.0 | 12.7 | 16.0 |
| | | | | 19.9 | 23.3 | 25.8 | 32.2 |
| | | | | 22.1 | 28.5 | 32.2 | 41.8 |
| | | | | 16.8 | 23.2 | 32.8 | 37.9 |
| | | | | 19.6 | 25.8 | 30.9 | 43.2 |
| | | | | 13.1 | 19.5 | 29.1 | 34.2 |
| | | | | 10.6 | 16.2 | 25.8 | 36.1 |
| | | | | 7.2 | 9.8 | 18.5 | 27.4 |
| | | | | 12.3 | 16.0 | 21.1 | 26.3 |
| | | | | 21.9 | 25.8 | 27.0 | 29.9 |
| | | | | 19.9 | 23.6 | 28.8 | 33.3 |
| | | | | 21.0 | 26.3 | 32.2 | 40.5 |
| | | | | 14.7 | 18.5 | 27.0 | 37.2 |
| | | | | 10.3 | 16.0 | 21.1 | 44.2 |
| | | | | 11.4 | 14.7 | 19.9 | 49.5 |
| | | | | 22.4 | 26.3 | 32.2 | 53.2 |
| | | | | 27.4 | 32.2 | 37.2 | |
| | | | | 33.3 | 37.2 | 40.5 | |
| | | | | 40.5 | 43.1 | 44.2 | |
| | | | | 44.2 | 48.4 | 49.5 | |
| | | | | 49.5 | 52.1 | 53.2 | |

近畿自動車道伊勢線（伊勢関・伊勢間）

| | | | | 伊勢西 ・伊勢 | | | |
|----|---|------|----|------------|------|--|--|
| | | | | 玉城 | | | |
| | | | | 勢和 | | | |
| 久居 | 津 | 一志 | 松阪 | 多氣 | 9.5 | | |
| 芸濃 | | 嬉野 | | 10.3 | 19.8 | | |
| | | 6.4 | | 13.9 | 24.2 | | |
| | | 5.8 | | 6.4 | 30.6 | | |
| | | 6.3 | | 12.2 | 40.1 | | |
| | | 8.5 | | 18.5 | 45.9 | | |
| | | 14.8 | | 32.4 | 52.2 | | |
| | | 20.6 | | 40.9 | 60.7 | | |
| | | 26.9 | | 47.2 | 67.0 | | |
| | | 33.3 | | 57.5 | | | |

近畿自動車道名古屋神戸線（飛島・甲賀土山間）

| | | | | 甲賀土山 | | | |
|----|----|------|---------|----------------|------|------|------|
| | | | | 亀山 | | | |
| | | | | 亀山西 ジヤンクション | | | |
| みえ | みえ | 四日市北 | 四日市 | 8.2 | 23.4 | 28.7 | 36.9 |
| 湾岸 | 川越 | みえ | ジヤンクション | 4.4 | 12.6 | 27.8 | 33.1 |
| | | 2.1 | | 6.5 | 14.7 | 29.9 | 41.3 |
| | | 6.2 | | 10.6 | 18.8 | 34.0 | 43.4 |
| | | 1.8 | | 8.0 | 12.4 | 20.6 | 35.2 |
| | | 2.5 | | 10.5 | 14.9 | 23.1 | 47.5 |
| | | 4.0 | | 14.5 | 18.9 | 27.1 | 49.3 |
| | | 5.1 | | 19.6 | 24.0 | 32.2 | 51.8 |
| | | 9.1 | | 24.0 | 32.2 | 47.4 | 55.8 |
| | | 11.6 | | 32.2 | 47.4 | 52.7 | 60.9 |

近畿自動車道尾鷲多気線（紀伊長島・勢和多気間）

| | | 勢和 多気 | |
|------|-----|----------|-----------|
| | | 大宮 | 大台 |
| 紀伊長島 | 紀勢 | | 13.4 |
| | 大内山 | 10.4 | 23.8 |
| | | 10.3 | 20.7 34.1 |

近畿自動車道敦賀線（小浜・敦賀ジャンクション間）

| | | 敦賀 ジ・ヤンクション | |
|----|-----|----------------|-----------|
| | | 美浜 | ジ・ヤンクション |
| 小浜 | 三方 | | 13.0 |
| | 上中 | 7.2 | 20.2 |
| | | 9.2 | 16.4 29.4 |
| | 9.6 | 18.8 | 26.0 39.0 |

別添 4

| 変更前料金 (A) | 算定料金 (B) | 適用料金 (C) |
|--------------|-------------|-------------|
| 200 | 300 | 250 |
| 250 | 350 | 300 |
| 300 | 400 | 350 |
| 350 | 500 | 450 |
| 400 | 550 | 500 |
| 450 | 600 | 600 |
| 500 | 650 | 650 |
| 550 | 750 | 750 |
| 600 | 800 | 800 |
| 650 | 850 | 850 |
| 700 | 950 | 950 |
| 750 | 1,000 | 1,000 |
| 800 | 1,050 | 1,050 |
| 850 | 1,150 | 1,150 |
| 900 | 1,200 | 1,200 |
| 950 | 1,250 | 1,250 |
| 1,000 | 1,300 | 1,350 |
| 1,050 | 1,400 | 1,400 |
| 1,100 | 1,450 | 1,450 |
| 1,150 | 1,500 | 1,500 |
| 1,200 | 1,600 | 1,600 |
| 1,250 | 1,650 | 1,650 |
| 1,300 | 1,700 | 1,700 |
| 1,350 | 1,800 | 1,800 |
| 1,400 | 1,850 | 1,850 |
| 1,450 | 1,900 | 1,900 |
| 1,500 | 1,950 | 2,000 |
| 1,550 | 2,050 | 2,050 |
| 1,600 | 2,100 | 2,100 |
| 1,650 | 2,150 | 2,200 |
| 1,700 | 2,250 | 2,250 |

| 変更前料金 (A) | 算定料金 (B) | 適用料金 (C) |
|--------------|-------------|-------------|
| 1,750 | 2,300 | 2,300 |
| 1,800 | 2,350 | 2,400 |
| 1,850 | 2,450 | 2,450 |
| 1,900 | 2,500 | 2,500 |
| 1,950 | 2,550 | 2,600 |
| 2,000 | 2,600 | 2,650 |
| 2,050 | 2,700 | 2,700 |
| 2,100 | 2,750 | 2,800 |
| 2,150 | 2,800 | 2,850 |
| 2,200 | 2,900 | 2,900 |
| 2,250 | 2,950 | 3,000 |
| 2,300 | 3,000 | 3,050 |
| 2,350 | 3,100 | 3,100 |
| 2,400 | 3,150 | 3,200 |
| 2,450 | 3,200 | 3,250 |
| 2,500 | 3,250 | 3,300 |
| 2,550 | 3,350 | 3,400 |
| 2,600 | 3,400 | 3,450 |
| 2,650 | 3,450 | 3,500 |
| 2,700 | 3,550 | 3,600 |
| 2,750 | 3,600 | 3,650 |
| 2,800 | 3,650 | 3,700 |
| 2,850 | 3,750 | 3,800 |
| 2,900 | 3,800 | 3,850 |
| 2,950 | 3,850 | 3,900 |
| 3,000 | 3,900 | 4,000 |
| 3,050 | 4,000 | 4,050 |
| 3,100 | 4,050 | 4,100 |
| 3,150 | 4,100 | 4,150 |
| 3,200 | 4,200 | 4,250 |
| 3,250 | 4,250 | 4,300 |
| 3,300 | 4,300 | 4,350 |

別添5 一般有料道路のキロ程 (単位: キロメートル)

一般国道302号(伊勢湾岸道路)(東海・飛島間)

| | | | | | |
|----|------|------|-----|-----|--|
| 東海 | 名港潮見 | 飛島 | | | |
| | | 名港中央 | | | |
| | | | 2.0 | | |
| | | | 2.4 | 4.4 | |
| | | 1.7 | 4.1 | 6.1 | |

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(西久保ジャンクション・海老名南間、海老名北・あきる野間)

| | | | | | | | | | |
|-----------------|------|----------|------|------|------|------|------|------|--|
| 西久保 ジ'ヤンクション | 寒川南 | 海老名南 | | | | | | | |
| | | 寒川北 | | | | | | | |
| | | | 2.8 | | | | | | |
| | | 3.2 | 6.0 | | | | | | |
| | | 5.1 | 7.9 | | | | | | |
| 海老名北 | 相模原 | 八王子西 | あきる野 | | | | | | |
| | | 八王子 | - | | | | | | |
| | | ジ'ヤンクション | 4.4 | 9.6 | | | | | |
| | | 城山 | 2.0 | 6.4 | 11.6 | | | | |
| 海老名北 | 圈央厚木 | 八王子南 | 2.0 | 7.9 | 12.3 | 17.5 | | | |
| | | | 5.9 | 14.8 | 16.8 | 21.2 | 26.4 | | |
| | | 5.2 | 14.1 | 20.0 | 22.0 | 26.4 | 31.6 | | |
| | | 4.9 | 10.1 | 19.0 | 24.9 | 26.9 | 31.3 | 36.5 | |

一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田東ジャンクション・関広見間)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------|-------------|------|------|------|-----|-----|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 豊田東 ジ'ヤンクション | 豊田松平 | 鞍ヶ池 スマート | 豊田勘八 | せと赤津 | せと品野 | 土岐南 | 多治見 | 可児御嵩 | 関広見 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 美濃関 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ジ'ヤンクション | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 2.9 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 7.0 | 9.9 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 6.3 | 13.3 | 16.2 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 9.4 | 15.7 | 22.7 | 25.6 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 10.5 | 19.9 | 26.2 | 33.2 | 36.1 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 2.9 | 13.4 | 22.8 | 29.1 | 36.1 | 39.0 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 10.9 | 13.8 | 24.3 | 33.7 | 40.0 | 47.0 | 49.9 | | | | | |
| | | | | | | | | | 2.8 | 13.7 | 16.6 | 27.1 | 36.5 | 42.8 | 49.8 | 52.7 | | | | |
| | | | | | | | | | 7.8 | 10.6 | 21.5 | 30.1 | 40.6 | 50.0 | 56.3 | 63.3 | 66.2 | | | |
| | | | | | | | | | 5.7 | 13.5 | 16.3 | 27.2 | 33.5 | 44.0 | 53.4 | 59.7 | 66.7 | 69.6 | | |
| | | | | | | | | | 3.4 | 9.1 | 16.9 | 19.7 | 30.6 | 33.5 | 46.9 | 56.3 | 62.6 | 69.6 | 72.5 | |
| | | | | | | | | | 2.9 | 6.3 | 12.0 | 19.8 | 22.6 | 33.5 | 36.4 | 46.9 | 56.3 | 62.6 | 69.6 | 72.5 |
| | | | | | | | | | 3.4 | 6.3 | 9.7 | 15.4 | 23.2 | 26.0 | 36.9 | 39.8 | 50.3 | 59.7 | 66.0 | 73.0 |

別添6

| | |
|---|---|
| A | 一般国道302号(伊勢湾岸道路) |
| | 一般国道475号(東海環状自動車道) |
| B | 一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(海老名市中新田からあきる野市まで) |
| C | 一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで) |
| D | 一般国道1号(西湘バイパス) |
| | 一般国道138号(東富士五湖道路) |
| | 一般国道271号(小田原厚木道路) |
| E | 一般国道1号(新湘南バイパス) |

別添7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

| | マイレージ | | |
|-------|-------|----|-------|
| 大口 | × | 大口 | |
| 前納 | × | × | 前納 |
| 深夜 | | | 深夜 |
| 通勤 | | × | 通勤 |
| 通勤() | | × | 通勤() |
| 早朝 | | × | × |
| 平夜 | | × | × |
| 平昼 | | × | × |
| 休昼 | | × | × |
| 休特 | | × | × |
| 特区 | | × | × |
| 休夜 | | × | × |
| 東京 | | × | × |
| 圏央連続 | | × | × |
| 東海 | | × | × |
| 乗継 | | × | × |
| 中央 | | × | × |
| 特定 | × | | |
| 連続 | × | | |
| 短区間 | × | | |
| 障割 | × | × | × |
| 路バス | × | × | |
| 休バス | × | × | |

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤()」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区」、「休夜」、「東京」、「圏央連続」、「東海」、「乗継」、「中央」、「特定」、「連続」、「短区間」、「障割」、「路バス」及び「休バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引(距離制限緩和)、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋亀山線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ETC短区間割引、障害者割引、乗合型自動車(定期路線)割引及び休日バス割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

| 適用の順序 | 割引の種類 |
|-------|--|
| 1 | 高速国道との連続利用割引 |
| 2 | 深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、近畿自動車道名古屋亀山線等における乗継利用割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引又は障害者割引 |
| 3 | 特定区間割引又はETC短区間割引 |
| 4 | 乗合型自動車（定期路線）割引又は休日バス割引 |
| 5 | マイレージ割引、大口・多頻度割引又はETC前納割引 |